

第4章 行動計画

(注)表中の「★」は、この計画からの新規事業、「☆」は、拡充を図る事業を表しています。

1 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

(1) 母と子の健康づくり支援

① 母子の健やかな心と身体の育成支援

安心して子どもを産み、また、すべての子どもが生き生きと育つよう母子保健事業の充実に努め、妊娠・出産・乳幼児期を通じて母子の健やかな心と身体の育成を支援します。

◎主な事業

- 妊婦・周産期の母子保健事業の推進
- 乳幼児期の健康診査事業の推進
- 乳幼児期の相談事業の推進
- 乳幼児期の訪問指導の推進 {こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の推進、養育支援訪問事業の推進等}
- 感染症予防対策の充実
- 京田辺市健康増進計画の策定及び実施（★）
- 絵本にふれる機会の充実
- リフレッシュのための事業促進
- 健康情報システムの充実
- 子どもの事故防止、救急対応等の教育及び情報誌の作成（☆）

② 保育所、幼稚園、小・中学校における健やかな身体の育成支援

子どもが心身ともに健やかに成長していくよう保育所、学校等と保健・医療機関との連携強化の下、健診事業や健康づくり事業を進め、子どもたちの発達を見守ります。

◎主な事業

- 保育所における児童の健康づくり
- 小・中学校における児童・生徒の健康づくり
- 幼稚園における児童の健康づくり

③ 食育の推進

乳幼児期から青少年期における食生活のあり方が、生涯にわたる健康の基礎となることから、発育・発達過程に応じた食生活の知識・技術の習得を促進するとともに、望ましい食習慣の定着を指導するなど「食」を通じて子どもの心と身体の健やかな成長を支援します。

◎主な事業

- 母子保健事業における食育事業
- 児童館における食育事業（☆）
- 保育所、幼稚園、学校における食育事業（☆）
- 健康づくり事業における食育事業（★）
- 地域における食育事業

④ 思春期からの健康づくり支援

身体的にも精神的にも発達の著しい思春期に、生命の尊さに気づき、自らの将来の健康を意識して行動できるよう保健・教育・家庭が協力して思春期からの心と身体の健康づくりを推進します。

◎主な事業

- 思春期～青年期の健康づくりの支援
- 小・中学校における児童・生徒の健康づくり
- 子育てセミナー

⑤ 医療体制等の充実

安心して子どもを産み、育てる環境の整備として医療の果たす重要性にかんがみ、子育て支援医療費助成を充実するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

◎主な事業

- 子育て支援医療費の助成（☆）
- 小児慢性特定疾患日常生活用具の給付
- 医療体制の整備・充実のための働きかけ
- 関係機関との連携強化
- 自立支援医療給付事業
- 母子家庭医療費助成事業

(2) 子育てに係る意識啓発及び情報提供の充実

① 子育てに係る意識啓発の推進

子育て中の保護者はもとより、これから子育てをはじめる若い男女などに対して子育てについての関心と理解を深めてもらえるような機会を設けるとともに、地域社会全体で子育てに関わっていくという市民意識の啓発に努めます。また、地域における子育て支援の拠点づくりを推進します。

◎主な事業

- 男女共同参画に係る啓発
- 地域子育て井戸端会議
- 広報広聴の充実
- 子育ての学習機会の充実
- 将来における少子化や子育てに係る関心の喚起
- 児童虐待防止に係る啓発（☆）
- 地域子育て支援拠点事業の推進（☆）
- 相談事業の充実

② 子育てに係る情報提供の充実

子育てをしているすべての家庭が、安心して子どもを育てていくことができるよう、市ホームページの充実など、さまざまな機会を利用して、子育ての知識や子育て支援サービスなど子育てに係る情報提供の充実に努めます。

◎主な事業

- 子育てに係る情報提供体制・方法の充実（☆）

③ 次代の親育成の推進

次代の親となる中・高生等が保育所・幼稚園の乳幼児との交流を行うなど、乳幼児とのふれあい体験等を通して、家族や家庭の大切さ、子どもを産み育てるこの意義を理解し、社会の一員として自覚と責任を持って行動する次代の親づくりを推進します。

◎主な事業

- 育児体験の推進（☆）
- 明日の親となるための子育て理解講座

(3) 仕事と子育ての両立支援

① 仕事と子育ての両立を図るための支援策の推進

子育て中の親を支援する会員制のファミリー・サポート・センター事業の拡充に努めるほか、仕事と子育ての両立や子育て中の家庭の負担軽減を図る支援体制を整備します。

◎主な事業

- ファミリー・サポート・センター事業の推進 (☆)
- 一時保育事業の推進
- 病児・病後児保育事業 (☆)
- 子育て短期支援事業 (★)
- 留守家庭児童会の充実

② 多様で弾力的な保育サービスの充実

保護者の仕事の都合や病気などで子育てが一時的に困難な場合など、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するとともに、利用しやすい保育サービスの提供に努めるなど保育サービスの充実を図ります。

◎主な事業

- 各種保育サービスの充実 (☆)
- 保育所の計画的施設整備 (☆)
- 放課後児童対策の推進 (☆)
- 幼稚園における保護者支援

③ 男女の共同子育ての推進

男女が互いに協力しながら仕事と子育てを両立し、一人ひとりの能力を十分発揮できる環境づくりをめざし、働き方や生活の見直しの支援と合わせ、男女共同参画の意識啓発などを推進します。

◎主な事業

- 第2次京田辺市男女共同参画計画の策定と事業の推進 (☆)
- 意識啓発の推進

④ 事業所への啓発等の推進

働きながら安心して子育てができるよう、子育て休業に関するさまざまな制度の実施や母性保護、父親の子育て参加への意識啓発を、各方面から事業者に働きかけるとともに、職場における子育て支援のための環境整備等を推進します。

◎主な事業

- 事業所への啓発

2 子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

(1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

① 保育・教育環境の充実

次代の担い手である子どもたちが、心身ともに健やかに、そして心豊かにたくましく生きる力を育むことができるよう、保育・教育環境を整備するとともに、家庭や地域と連携して子どもを育てる環境づくりを推進します。

◎主な事業

- 意見発表等の機会の充実
- 保育・教育内容や活動施設の充実（☆）
- 学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進
- 国際化・情報化等の社会の変化に対応する教育の推進

② 子育てに関する相談体制の充実

子育てに関してさまざまな悩みや問題を抱えている保護者の相談に対応し、安心感を与え適切な情報提供ができるよう、子育て関連施設での相談支援の充実に努めます。

◎主な事業

- 民生児童委員・主任児童委員への活動支援
- 児童福祉施設等における相談の実施
- 学校等における相談体制の充実

③ 不登校等への対応の推進

不登校に悩む子どもの居場所づくりやいじめなどのさまざまな悩みに対し、家庭や学校において子どもや保護者が気軽に相談できる支援体制の充実に努めます。

◎主な事業

- 子どもへの相談支援（カウンセラー等専門家の支援）（☆）

④ 子どもの健全育成体制の充実

子どもの主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るために、子どもたちの健全育成体制の充実を図り、地域でのスポーツ活動や小学校区単位での運動会などさまざまな取組みに対しての支援を行います。

◎主な事業

- 教育活動の充実
- 幼稚園、保育所と小学校の連携の推進
- 小・中学校の連携強化
- 社会体育活動に係る情報提供

- 各種スポーツ教室・大会等の実施
- スポーツクラブ等の育成
- 野外活動センターの運営の充実
- 運動公園施設の設備の充実等
- 青少年関係団体の育成・支援

⑤ 創造性を育む体験学習の充実

子どもが体験を通じて豊かな創造性や社会性を培うとともに、夢に向けて積極的にチャレンジできるよう、また、学校以外においても文化や芸術等に親しんだり、スポーツ・レクリエーション活動を楽しむなどの機会の創出と活動の活性化を推進します。

◎主な事業

- 自然の中での体験学習の充実
- ふるさと体験学習の推進
- 図書館事業の推進
- 国際交流の推進

⑥ 子どもの居場所づくりの推進

乳幼児期から学童期、青少年期にかけて、子どもが安全に安心して過ごし、子どもらしさを十分発揮できる空間を確保し、異なる世代の子どもたちが交流し、遊びを通じて互いを尊重し、ルールを学習するなど、社会性を育んでいく子どもの居場所づくりを推進します。

◎主な事業

- 児童館事業の推進
- 豊かな人間性を育む教育の推進
- 子どもの居場所づくりの推進
- 放課後子どもプランの充実（☆）

⑦ 子育てに伴う経済的支援

子育てに係る経済的負担が子育てを困難にしている原因の一つとされていることから、出産、育儿、教育などの各場面での経済的な支援を行い、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

◎主な事業

- 各種手当の支給による支援（★）
- 子育て支援医療費の助成（☆）
- 不妊治療費助成
- 保育、教育費用の負担軽減

(2) 子どもの人権擁護の推進

① 子どもの権利に関する啓発

子どもが成長する過程で関わりを持つ家庭、学校、地域の人びとそして子ども自身が、一人ひとりの権利を大切にする心を持つように、意識の醸成や教育の推進に努めます。

◎主な事業

- 人権意識の高揚
- 子どもの権利、児童福祉の理念の周知
- 人権教育の充実

② 障がい児施策等の充実

障がいがある人が持てる力を發揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、教育・保健・福祉・医療の関係機関が連携し、療育・教育等の充実を図る中で、障がいのある子どもの健やかな成長と子育てを支援します。

◎主な事業

- 京田辺市障害福祉計画
- 自立支援医療給付事業の推進
- 各種手当等の支給による支援
- 発達相談指導員による発達相談
- 障がい児保育・教育等の推進
- 学校施設のバリアフリー化
- 留守家庭児童会の充実

③ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきとした自立生活を営むことができるよう支援するとともに、その家庭状況によって差別されることなく、子どもたちがすくすくと育つことができる環境づくりを推進します。

◎主な事業

- 民生児童委員・主任児童委員への活動支援
- 母子家庭医療費助成事業
- ひとり親家庭の日常生活支援
- 各種手当の支給による支援（☆）
- ひとり親家庭の交流促進
- 職業技能訓練給付事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 女性相談・男性相談

④ 外国人家庭や帰国子女への支援

言語、文化等の違いにより子育て等に不安を感じている外国人や援護を要する帰国者の子どもと保護者に対して、安心して京田辺市での暮らしが送れるよう、市民ボランティア等とも連携しながら生活情報の提供などに努めます。

◎主な事業

- 世界に開かれたまちづくりの推進

(3) 子どもの虐待防止対策の推進

① 虐待防止のネットワークの推進

被虐待児童に対するサポートは、関係者のネットワークのもとで推進します。

◎主な事業

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 虐待通告の対応体制の強化
- 他機関との連携による見守り体制強化

② 相談事業の推進

虐待の早期発見のため、通告を受ける体制の充実を図ります。

◎主な事業

- 各種健診における相談
- 各種発達相談における相談
- 家庭児童相談室での相談
- 地域子育て支援センター等での相談
- 保育所における相談事業
- 児童館における相談事業
- 幼稚園における相談事業
- 学校における相談（☆）
- 民生児童委員・主任児童委員による相談
- 女性相談・男性相談

③ 訪問事業の推進

訪問により、子どもの安全確認や親への支援を推進します。

◎主な事業

- 保健師等による訪問
- 家庭相談員による訪問
- ヘルパーによる訪問（☆）

④ 意識啓発の推進

虐待に関する認識を深めるため、啓発を推進します。

◎主な事業

- 市民に対する広報・啓発（☆）
- 子育て関係者等に対する啓発

⑤ 虐待防止のための体制整備

養育支援訪問事業の対象児童や虐待を受けている疑いのある児童等を、児童養護施設等に入所させることにより、児童と保護者への育児支援を実施します。

◎主な事業

- 研修の充実
- 子育て短期支援事業（★）
- 集団生活における支援

3 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり

(1) 地域における子育て支援の推進

① 地域の教育力・社会力の向上

地域の中でさまざまな人が子育てに関わり、地域社会全体での子育てを推進するため、人材活用や参加支援体制の充実を図ります。

◎主な事業

- 生涯学習人材バンク
- 子育てセミナーの開催
- ふるさと体験学習の推進
- 子どもの居場所づくりの推進

② 地域における世代間交流等の推進

世代間交流の拠点として整備した大住ふれあいセンターでの交流事業などのほか体験学習などにより世代間交流の一層の活発化を進めます。

◎主な事業

- 高齢者等との交流の推進
- ふるさと体験学習の推進

③ 地域における子育て支援団体等の活動の充実

地域で活動している民生児童委員や主任児童委員と連携し、子育てサロンへの協力などを通じて地域に密着した支援体制を整備するとともに、地域の子ども会活動を支援します。

また、子育て支援者等の協働により「子どもの自然遊びマップ」を作成し、地域の遊び場情報の提供を図ります。

◎主な事業

- 民生児童委員・主任児童委員による子育て支援事業への支援
- 子ども会育成事業の推進
- 子どもの遊び場情報誌の作成（★）
- 市民活動の支援

④ 仲間づくり、子育て支援のネットワークづくりの推進

機会や場の提供により、子育て中の保護者の仲間づくりを支援するとともに、地域の人びとが喜びと希望をもって子どもの成長を支え、保護者を見守り、気軽に相談できる子育て支援のネットワークづくりを推進します。

◎主な事業

- 仲間づくりの支援
- 育児サークルの支援

⑤ 学校等における地域との交流の推進

保育所や学校施設を地域に開放する事業により、遊びやスポーツ、体験学習、文化活動等を通して子どもたちと地域の人びとの交流を推進します。

◎主な事業

- 地域に開かれた保育事業の推進
- 学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進

⑥ 大学との連携の推進

大学生にボランティアとして参加してもらうことや大学のある町として地元大学との連携の強化に取り組みます。

◎主な事業

- 学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進
- 子どもの遊び場情報誌の作成（★）

(2) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

① 豊かな自然環境の活用と保全

木津川や甘南備山をはじめとする水と緑の豊かな自然環境の中で行う子育ての価値を見直し、その豊かな自然環境や歴史風土を保全し、次の世代に引き継ぎます。

また、学校での身近な体験学習等を通じて、自然環境や歴史風土を大切にする意識の向上を図り、身近に地域の自然と親しめる環境づくりに取り組むとともに、子どもの豊かな心と生きる力の醸成を図ります。

◎主な事業

- 京田辺市都市計画マスタープランの改訂及び実施（☆）
- 自然体験活動等の促進
- 京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の推進（☆）
- 水と緑のネットワークの推進
- 緑化の推進（☆）
- 循環型社会の構築（☆）
- 京田辺市の文化を次世代に受け継ぐ事業の推進

② 子どもの遊び場・交流の場の充実

子どもが自由に、また、安全に過ごすことができる遊び場や交流の場を身近に確保するため、子どもにとって魅力のある公園や緑地の整備などを進めます。

◎主な事業

- 身近な遊び場の整備
- 体育館・運動施設の開放
- 公園の新設、整備等（☆）
- まちづくり事業での配慮（三山木地区特定土地区画整理事業関係）

③ 安心・安全の生活環境の確保

子どもが安全で安心して生活していくため、関係機関等との連携・協力体制の下、交通安全や防犯対策など、関連事業を総合的に推進します。

また、子どもが不審者等による犯罪に巻き込まれないよう、地域の一人ひとりの参加と協力により、防犯意識の高い地域環境づくりに努めます。

◎主な事業

- 京田辺市都市計画マスタープラン改訂及び実施
- 施設の安全対策（☆）
- 登下校時の安全対策
- 地域の防犯パトロール支援
- まちづくり事業での配慮（三山木地区特定土地区画整理事業関係）
- あんしん歩行エリア整備事業計画
- 道路整備
- 子ども緊急避難場所等の指定
- 地域での防犯対策の充実
- 交通安全対策の充実
- 放置自転車対策の充実
- 防災対策の推進
- 安心・安全教育の推進（☆）
- 有害環境対策の推進

④ 子育てバリアフリーの推進

妊娠婦や乳幼児を連れた人などが安心して安全に生活できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消を図るなどバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方による施設整備や子育てにやさしい住環境の整備を推進します。

◎主な事業

- 京田辺市バリアフリー基本構想策定及び実施
- 福祉のまちづくりの推進
- まちづくり事業での配慮（三山木地区特定土地区画整理事業関係）